

令和6年11月6日

第11回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 12 号

令和6年 第11回 定例会

日時：令和6年11月6日（水）午後2時4分

場所：区議会第二委員会室

「出席」

教 育 長	丹 羽 恵玲奈
教育長職務代理者	清 水 俊 明
委 員	坪 井 節 子
委 員	福 田 雅

「説明のために出席した教育局職員」

教 育 推 進 部 長	吉 田 雄 大
教 育 総 務 課 長	熱 田 直 道
教育推進部副参事	宮 原 直 務
教 育 指 導 課 長	山 岸 健
教育施設推進担当課長	藤 咲 秀 修
児 童 青 少 年 課 長	鈴 木 大 助
教育センター所長	木 口 正 和
真砂中央図書館長	猪 岡 君 彦

「書記」

庶 務 係 長	大 川 育 子
庶 務 係 主 事	星 考 貴

令和6年

第11回教育委員会定例会

令和6年11月6日(水)午後2時4分

場 所 第二委員会室

議事録署名人 坪井節子委員

第1 議案の審議

第56号議案 「子どもの多様な生き方を考える上映&座談会」の後援名義の使用について

第57号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第58号議案 文京区立小石川図書館等の指定管理者の指定について

第59号議案 文京区立本郷図書館等の指定管理者の指定について

第2 報告事項

- | | |
|---------------------------------|---------|
| (1) 令和5年度文京区一般会計歳入歳出(教育局)決算について | (資料第1号) |
| (2) 令和7年度重点施策について | (資料第2号) |
| (3) 元町公園の国文化財指定に向けた調査等の実施について | (資料第3号) |
| (4) 世界に向けた学びを紡ぐプロジェクトについて | (資料第4号) |
| (5) 文京区立児童館指定管理者の評価結果について | (資料第5号) |
| (6) 文京区立図書館の指定管理者候補者の選定結果について | (資料第6号) |

第3 その他の事項

《参考資料》事業(行事)実施状況及び各施設の利用状況等

「開 会」

(14:04)

○丹羽教育長 それでは、第11回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

まず、出席状況から確認いたします。委員は、小川委員がご欠席、その他の委員はご出席いただいております。理事者は、中川学務課長及び宇津木教育推進部副参事が欠席しております。

本日の議事録署名人でございますが、坪井委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(はい)

第1 議案の審議

○丹羽教育長 次に、議事日程に入ります。第1の議案の審議です。

議案の審議の前に、本日の会議運営についてお諮りいたします。

案件のうち、第58号議案と第59号議案及び報告事項の(6)が関連性の高い内容となっております。これらにつきまして、報告事項の(6)を報告後、議案の提案説明と質疑は一括で行い、採決は個別に行うこととしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 ありがとうございます。

第56号議案 「子どもの多様な生き方を考える上映&座談会」の後援名義の使用について

○丹羽教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日の審議は4件でございます。

初めに、第56号議案「子どもの多様な生き方を考える上映&座談会」の後援名義の使用についてでございます。この件について、説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第56号議案、「子どもの多様な生き方を考える上映&座談会」の後援名義の使用につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、さきちゃんち運営委員会でございます。

代表者は、八木晶子でございます。

事業名は、「子どもの多様な生き方を考える上映&座談会」。

実施は、令和7年2月8日(土)を予定しております。

実施場所は、ワークスペースさきちゃんち、シビックセンター学習室などがございます。

本事業は、不登校の児童の保護者が、本イベントを通じ、同じ悩みや不安を抱える方たちと話し合い、ともに支え合う機会を提供することを目的としております。

対象は、主に不登校の児童の保護者でございます。

参加費は無料でございます。

このほか、資料といたしまして、事業概要、規約、事業予算書などがございます。

以上の内容を、後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考える

ものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

○福田委員 事業自体には何ら異存はないのですけれども、さきちゃんち運営委員会さんとはどういう方々なんでしょう。どんな思いを持ってこういう活動をされているのか、ちょっと聞いてみたいなと思って。

○教育総務課長 資料の5ページに、さきちゃんち運営委員会の規約がございます。ここの「目的」のところに、「誰もが世代を超えて交流し、ゆるやかにつながり、支え合いながら育つ場「さきちゃんち」の運営管理を行う」となっているのですけれども、さきちゃんちというのは場所で、そういうスペースがございます。そこは多世代の居場所として、その貸し出しをしたり、あるいは団体自身でイベントを企画したりという運営を行っている団体が、さきちゃんち運営委員会。そのさきちゃんち運営委員会が今回、不登校児とその家族のための事業を行うという形で後援申請が来ているものでございます。

○福田委員 それは読めばわかるのですけれども、直接お会いされたのかなと思って。というのは、こういう活動をされている方々は結構いるものですから、そういう方々を書面だけで見ると、我々にしてみると、手ざわり感というか、どういう人たちなのかとか、どんな思いでこういう活動をしているのかということまでは伝わってこないものですから。これだけを見たら、否定するものは何もないのですけれども、もし直接お会いされているんだったら、それこそどこに共感されたのかとか、そういうものも含めて教えてもらえたらなと思っただけです。

○教育総務課長 代表の方とは教育委員会の中でもつながりがあるので、その場面でお会いしたことはございますけれども、さきちゃんちとしてのお仕事でかかわったことはなくて。今回、後援名義使用申請書というところで形式的な審査にはなりますけれども、この資料に書いてある範囲内で後援すべきと判断したというところでございます。

○教育推進部長 福田委員にお答えできるかどうかわからないんですけど、個人情報があるので、今、教育総務課長がぼやかしていましたけれども、この代表者の方は、小学校 PTA の会長さんという経歴を持つ方で、PTA の会長さんのときから、子どものさまざまな問題、課題については問題意識を持っておられる。ちょうど私が教育総務課長のときにも会長をしていらっしゃって、そういったようなお話を何回かしたという記憶はございます。

○福田委員 もう一個だけいいですか。

ワークスペースさきちゃんちというのは場所なんだというのはわかっていたんですけど、これはこの団体の持ち物というわけではないですよ。どういう場所なんだろう。

○教育総務課長 申しわけありません。この建物の所有か賃貸かというところは確認をしております。

○清水委員 3ページの「自立への道 不登校が呼び覚ますもの」というところで、8名の現在の紹介があるのですけれども、「不登校を後悔するもの無し」ということで、これはもしかして不登校を肯定するような、助長させるような話にならないかなというのはちょっと心配しているんですが、そこはいかがでしょうか。

○教育総務課長 この映画そのものを見たわけではないのですけれども、不登校になったからとい

って、その先が必ずしも閉ざされているということではないという認識は持っております。そういった意味で、今不登校になっている方を励ますという意味もあり、このような表現になっているのかなと思います。不登校を助長するというのではないのかなと認識しております。

○清水委員 私もそう思うんですけど、内容を見ていないので、それが本当にそうなのかどうかというのが確認できたらなと思っております。

○坪井委員 個人情報があるので詳しくはあれなんですけど、私も、さきちゃんちを運営されている方たちとお会いしたり、いつも定期的に情報をいただいたりしています。そして、そのお考え方のものも、特に不登校を助長しようというのではなくて、本当に不登校で苦しんでいる家族を地域で一緒に支援していきましょう、そういう発想のもとで活動されていると伺っており、私も一度伺いたいと思いながら、なかなか時間がなくて伺えてはいないんですけども、おっしゃっていらっしゃるような懸念のある活動をされている方たちではないということは申し上げられるかと思いません。

○清水委員 活動自体はもちろんそうなのでしょうけど、その人の経験、意見から、それを安易に肯定するよにとる人はいないのかなと思ったんです。

○坪井委員 これはこの方たちだけの問題ではなくて、不登校をしたって構わないという風潮であることは間違いないと、きのう、きょうあたりの新聞に出ていますけれども、32万人が不登校になっているという状況がある。ただ、その不登校する人たちの居場所をつくっていかなくちゃいけないということが、今、国・都を挙げての課題になっているという状況ではあるので。そして、学校に行きたいと思っているけど行けない人の支援もまたしなくちゃいけない。双方に支援をしなくちゃいけないというのが現在の潮流だろうと思っております。

だから、苦しんで、苦しんで、子どもが学校に無理して行かなくちゃいけないという状況を親が押し込めないよにとということ、それは学校の先生もそういうふうになっていくことが目指されているんだらうと思っております。不登校を勧めるということではなくて、怠学を勧めることではなくて、苦しんで、苦しんで、そこまでして学校に行かなくていいんだよ、そういう意味でのことは肯定的に捉えるというふうになっているんだと思っております。

そういう意味で、時代は変わったなと思うのは、教育委員会が不登校の子どもたちの過ごし方を後援する時代になっている。そこ自体も、20年前とかに比べると本当に変わったなと思うくらいで、学校の先生たちも理解はすごく進んでおられるし、子どもたちの、そのための自殺とか、そのための鬱とかということからは逃げられるようになってきていることは確かだろうと思っております。

ですので、教育委員会がやったり、教育センターがやったりするだけじゃなくて、地域でこうした動きをしようということ自体、私は非常に望ましいと思っていて、地域の人たちも、その子どもたちに優しくなっていくということなので、いいんじゃないかな。

ただ、やはりその中で放っておいていいことではないので、学習がどういうふうの実現できていくか、それは求めていこうというのがこういう活動なんだと思っております。

○清水委員 それをしっかりとっていただけるということですかね。

○坪井委員 そう思っています。

○清水委員 わかりました。

○丹羽教育長 よろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 そのように決定させていただきます。

第 57 号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○丹羽教育長 それでは、次の議案に参ります。第 57 号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 57 号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、子を養育する幼稚園教育職員の仕事と育児の両立・調和をより一層推進するため、幼稚園教育職員の勤務時間等について、育児部分休業の補完を目的とした休暇である子育て部分休業の導入を行うものでございます。

改正内容につきましては、満 6 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子を養育する幼稚園教育職員について、1 日の勤務時間のうち一部を勤務しないことが相当であると認められた場合に、2 時間を超えない範囲内で 30 分を単位として休暇を取得することを可能とするものでございます。

給与上の取り扱いにつきましては、休業した時間に係る給与の減額、期末及び勤勉手当においては一部を欠勤等日数とし、退職手当の算定においては在職期間から除算しないなど、育児部分休業と同様の取り扱いといたします。

本条例の施行期日については、令和 7 年 4 月 1 日といたします。

以上、第 57 号議案につきまして、よろしくご審議の上、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

○坪井委員 この改正には大賛成なんですけれども、実際現場にいらっしゃる方たちのニーズとして、部分休暇について、今までどの程度声があったんでしょうか。

○教育指導課長 部分休業について、幼稚園の場合には、まだそれほどニーズは大きく挙がってきてはいません。学校の現状ですと、小学校、中学校のほうでは若干とられる方もいらっしゃいますが、今現在それほど多くはない状況ではございます。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第 2 報告事項

(6) 文京区立図書館の指定管理者候補者の選定結果について

○丹羽教育長 続きまして、第 58 号議案「文京区立小石川図書館等の指定管理者の指定について」と第 59 号議案「文京区立本郷図書館等の指定管理者の指定について」ですが、議案の審議の冒頭で申し上げたとおり、これらの議案に関しましては、報告事項(6)が関連するため、先に当該報告を行い、その後、議案の説明をいたします。質疑は一括で行い、採決は個別に行うことといたします。

それでは、報告事項(6)の「文京区立図書館の指定管理者候補者の選定結果について」、説明をお願いします。

○真砂中央図書館長 それでは、資料第 6 号をご覧ください。令和 6 年 10 月 22 日に開催されました第 2 回指定管理者選定委員会におきまして、指定管理者候補者を選定いたしましたので、その内容についてご報告いたします。

1、施設の名称につきまして、A グループは小石川図書館外 4 施設、B グループは本郷図書館外 3 施設となります。

2、選定された候補者につきましては、A グループは株式会社図書館流通センター、B グループはヴィアックス・紀伊國屋書店共同事業体となります。B グループの代表団体・構成団体は記載のとおりとなっております。

3、指定期間につきましては、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間となります。

4、募集方法につきまして、公募による募集を行い、それぞれ 1 団体の応募がありました。

次のページをご覧ください。

5、選定方法につきまして、書類審査による第一次審査とプレゼンテーション及びヒアリングによる第二次審査並びに価格点による評価を行いました。

6、選定結果につきまして、合計得点は記載のとおりとなっております。また、一次審査及び二次審査の合計点につきまして、1920 点満点の 50%である基準点 960 点をそれぞれ上回ったため、指定管理者候補者として選定いたしました。

7、選定経過については記載のとおりとなります。

説明は以上です。

第 1 議案の審議(続)

第 58 号議案 文京区立小石川図書館等の指定管理者の指定について

第 59 号議案 文京区立本郷図書館等の指定管理者の指定について

○丹羽教育長 続きまして、第 58 号議案と第 59 号議案について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 58 号議案、文京区立小石川図書館等の指定管理者の指定及び第 59 号議案、文京区立本郷図書館等の指定管理者の指定につきまして、提案理由を一括してご説明申し上げます。

この 2 案は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を指定

するものでございます。

第 58 号議案の文京区立小石川図書館を初めとする 4 館 1 室の指定管理者の指定につきましては、東京都文京区大塚三丁目 1 番 1 号の株式会社図書館流通センターとするものでございます。

次に、第 59 号議案の文京区立本郷図書館を初めとする 3 館 1 室の指定管理者の指定につきましては、ヴィアックス・紀伊國屋書店共同事業体とするものでございます。代表者は東京都中野区弥生町二丁目 8 番 15 号の株式会社ヴィアックス、構成員は東京都目黒区下目黒三丁目 7 番 10 号の株式会社紀伊國屋書店東京営業本部でございます。

指定の期間につきましては、両案とも、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

以上、本案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 そうしましたら、報告事項と第 58 号議案、第 59 号議案につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

○坪井委員 私の記憶が定かでないというだけのことなのですが、これまでのそれぞれの図書館の指定管理者が誰だったのかということで、これは変更になったのか、変更になっていないのかを知りたいということと、真砂中央図書館はどうなったかということをお教えください。

○真砂中央図書館長 まず、指定管理者制度につきましては、文京区は平成 22 年度から入れております。現時点で 3 期やっております、次の指定管理期間が 4 期目となります。これまで A グループ、B グループは、それぞれ同じ事業者が運営をしているところでございます。

また、真砂中央図書館につきましては、唯一直営という形で区の職員による運営をしております。ただし、窓口については委託という形で、図書館流通センターに窓口業務は委託しているんですが、実質的な運営、選書等の図書館業務に係る部分については区の職員で対応しているところでございます。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○清水委員 前回の教育委員会で評価がそれぞれ出たということで、老朽化の問題なんかも含めて問題点が幾つかあったと思います。そういったところは今後しっかり検討していただきたいと言っていくということでよろしいでしょうか。

○真砂中央図書館長 今回選定される候補者になっておる事業者は、それぞれ評価判定の中で D が出ておりますので、その部分については、区のほうからも、しっかりと利用者の評価が得られるような形で求めていくようなところにはなるのかなと思っております。

ただ、前回もお伝えしましたとおり、施設の老朽化という、どうしても指定管理者の責めによらない部分がありますので、その部分については、区としてもアンケートのとり方の工夫をしながら、実質的な運営とかサービスに評価がちゃんとされるような形で考えていきながら、指定管理者とともによりよい評価を得られるように対応してまいりたいと思っております。

○清水委員 機能的なところでの改善が必要ということですが、アンケートの評価の仕方を変えて合格点にしようというのは、ちょっと違うかなとは思いますが。

○真砂中央図書館長 ご指摘ありがとうございます。いただいたご指摘のとおり、こちらがあまり作為的な形になってしまうと評価が正しく行われないうところになりますので、本来あるべき

姿、施設ではなくて運営やサービスについて評価してくださいというところが回答する方にはしっかりとわかるような形で示していければと思っております。

○清水委員 よろしく願います。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。1つの議案ごとにします。第58号議案につきまして、お認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 続いて、第59号議案について、お認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

なお、ただいま審議いたしました第57号、58号及び59号議案につきましては、区議会11月定例議会に議案として提出される内容のため、後ほど区長から意見照会がございます。

この意見照会の処理につきましては、教育長が照会内容を精査し、その内容が本日の審議内容と同様である場合は、本委員会の事案決定規則第6条第1項の規定に基づき、「教育委員会としては異議がない」旨の回答を行うこととしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 ありがとうございます。

第2 報告事項(続)

(1) 令和5年度文京区一般会計歳入歳出(教育局)決算について

○丹羽教育長 次に、報告事項に移ります。本日は6件ございます。

最初に、(1)「令和5年度文京区一般会計歳入歳出(教育局)決算について」でございます。この件について、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 それでは、資料第1号をご覧ください。A4の横の資料になります。

こちらは、去る10月16日の区議会本会議で認定されました令和5年度文京区一般会計歳入歳出決算のうち、教育局に関する部分でございます。例年どおり、教育局の予算のうち、児童青少年課と教育センターの一部の事業につきましては民生費に計上してございます。

まず、1ページが教育費の歳入になります。12款の分担金及び負担金から20款の寄付金までということで、一番下の合計欄になりますけれども、収入済額が40億3741万円余りで、こちらが予算現額の41億2058万円余りに対しまして、収入率98%という形になっております。

おめくりいただきまして、2ページは民生費の歳入の決算になります。こちら一番下の合計欄、収入済額が10億797万円余りで、予算現額10億5406万円に対しまして、収入率96%という形になっております。

続きまして、3ページをご覧ください。こちらは教育費の歳出になります。

一番左上の欄、支出済額は192億9995万円余で、予算現額199億7517万円余りに対しまして、執行率96.6%になります。なお、主な不用額につきましては、一番下の欄に記載をしてございます。

教育費の各項別の主な事項を申し上げますと、1項の教育総務費につきましては、職員給与費や

学校施設建設整備基金などがございます。2項の学校教育費では、学校・幼稚園運営管理費や小学校等改築、また、学校施設快適性向上などがございます。3項、校外施設費につきましては、八ヶ岳高原学園や魚沼移動教室など。4項、社会教育費では、青少年事業費や文化財保護。5項、図書館費ということで、図書館運営費などがございます。

おめくりいただきまして、4ページをご覧ください。

支出済額 26 億 8335 万円余り、予算現額 28 億 4024 万円余りに対しまして、94.5%の執行率となっております。こちら主な不用額につきましては、一番下の欄に記載してございます。

民生費の各項の主な事項を申し上げますと、1項の社会福祉費は青少年健全育成事業や青少年プラザ運営経費、2項の心身障害者福祉費は児童発達支援事業や相談支援事業、3項の児童福祉費では児童館維持管理費や学童保育事業などがございます。

次に、5ページをご覧ください。こちらが区の一般会計と教育費の前年度との増減を示す比較表になってございます。

令和5年度、区全体の一般会計の歳出額約 1183 億円に対しまして、教育費の歳出額は約 193 億円ということで、一般会計のうちの約 16.3%を教育費が占めているという状況でございます。

資料第1号につきまして、説明は以上です。

○丹羽教育長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○清水委員 今回、区の歳出に対する教育費の歳出が 16.3%ということでした。令和4年は何%だったかを教えていただければと思います。

○教育総務課長 令和4年度は約 17%になっております。

○清水委員 ほぼ変わらないということですか。

○教育総務課長 おおむね同じ比率となっております。

○清水委員 わかりました。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

(2) 令和7年度重点施策について

○丹羽教育長 それでは、次の報告事項に行きます。(2)「令和7年度重点施策について」。この件について説明をお願いいたします。

○教育総務課長 それでは、資料第2号、令和7年度重点施策についてご説明いたします。

初めに、重点施策の位置づけでございます。こちらは、令和7年度の予算編成において、重点的に推進すべき優先度の高い施策を選定したものでございます。

2の重点施策の選定方法(重点項目)は、資料記載のとおり、①主要課題の解決につながる施策、②持続可能な行財政運営を推進する施策、③その他、区として重点的に推進する必要があると認められる施策となっております。

3の重点施策の一覧表は、令和7年度の重点施策につきましては、区全体で 51 の事業が選定されております。そのうち、教育局に関係する事業ということで、18 事業を抜粋して表に記載してございます。

主なものをご紹介します。

まず、一番上になりますが、1ページの8番、育成室待機児童解消加速化プランです。こちらは民間賃貸物件を活用した育成室の整備等による早期の待機児童解消を目指すとともに、放課後全児童向け事業の充実等により、待機児童の家庭をサポートするものになります。令和7年度はレベルアップ事業となります。

次に、その下、9番、子どもの学び支援事業で、こちらもレベルアップ事業です。校内の別室において学級になじめない児童・生徒の対応をする校内居場所対応指導員を、現在の12校から20校に拡大するものでございます。

次に、2ページをご覧ください。

一番上の12番、部活動の地域連携・地域移行推進事業でございます。こちらは継続の事業になりますが、部活動の地域連携・地域移行のあり方を検討するとともに、モデルケースとして一部の種目の指導を外部委託して実施するものでございます。

同じページの15番から22番までにつきましては、学校施設の整備に関する各種工事等の事業でございます。

続きまして、3ページをご覧ください。一番下の51番、学校給食費支援事業です。区立小・中学校の給食費無償化及び区立以外の小・中学校等に通う児童・生徒の保護者に対する給食費相当額の給付を行うものでございます。

資料2号につきまして、説明は以上です。

○丹羽教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 今まで重点施策の新規というのは結構あったような気がしたんですけど、ことは新規はないんですか。

○教育総務課長 今年度につきましては全くの新規というものはなくて、既存のもののレベルアップあるいは継続になってございます。

○坪井委員 その理由は何かあるんですか。

○教育総務課長 令和7年度重点施策でないものの中で、新規の事業は各課でももちろん幾つもございますけれども、今回、重点施策に位置づけられているものの中では新規のものはないという形になります。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

(3) 元町公園の国文化財指定に向けた調査等の実施について

○丹羽教育長 次に、報告事項(3)「元町公園の国文化財指定に向けた調査等の実施について」でございます。

○教育総務課長 それでは、資料第3号、元町公園の国文化財指定に向けた調査等の実施につきまして、ご説明いたします。

まず1番、趣旨でございます。文京区立元町公園は、昭和5年に震災復興小公園の一つとして開設された公園であり、近代公園として文化財価値を有しております。この公園は、現在区のほうで

整備工事を行っておりまして、令和7年11月の竣工、12月の開園を予定しているところでございます。

このたび、竣工後速やかに文化財指定に向けた手続を進められるよう、必要な調査等を行うとともに、文化庁や東京都教育委員会との連絡調整・協議を行うものでございます。

2、調査の概要でございます。実施時期につきましては、令和6年11月から令和8年3月までになります。調査内容につきましては、資料に記載のとおりです。公園に関する史資料の収集・整理や、現状に関する環境調査などでございます。

3、調査範囲は元町公園の全域で、この資料の中で、点線で囲ってある部分が元町公園のエリアとなります。

4、今後のスケジュールでございます。令和8年度以降に文化庁や東京都教育委員会との本格的な協議を行いまして、文化庁への意見具申を行うことをゴールにしておりまして、そこに向けて今月から調査を行っていくというところでございます。

説明は以上です。

○丹羽教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○清水委員 文化財というのはあまり手を加えてはいけない、そのままにしておかななくてはいけないというイメージがあるんです。これはかなり整備を行って、形が変わっていくわけなんですけれども、その辺のところはどのようになっているのでしょうか。

○教育総務課長 今回、整備工事を行いますけれども、できた当時のものを可能な限り残すということで、いろいろ公園に必要な機能等は確保していかなければいけませんし、安全性もしっかりと確保しなければいけない。そういう改修は行いますけれども、公園そのものの基本的な部分については、可能な限り当時のものを残すという形で整備工事を実施しているところでございます。

○清水委員 建物も同じような形で残すようなところがありましたよね。

○教育総務課長 今回、このエリア外ではありますけれども、元町ウェルネスパークの部分につきましては、東棟のほうが保全施設ということで、当時のものを残しているところでございます。今回は公園部分の名勝指定になるので、その部分はエリアには含まれておりません。

○清水委員 わかりました。

○丹羽教育長 ほかにありますか。よろしいですか。

ありがとうございます。

(4) 世界に向けた学びを紡ぐプロジェクトについて

○丹羽教育長 それでは、続きまして、報告事項(4)「世界に向けた学びを紡ぐプロジェクトについて」でございます。

○教育施策推進担当課長 それでは、資料第4号、世界に向けた学びを紡ぐプロジェクトについて、ご報告いたします。

本プロジェクトは、将来の予測が困難であり、グローバル化がさらに進んだ社会で生き抜く力を子どもたちに身につけさせるため、国際バカロレア機構の協力のもと、取り組むものです。

具体的には、資料の2番、3番をご覧ください。

国際バカロレアの知見を生かした教員研修を令和7年度から実施し、教員がこれまでの指導方法を見直し、授業を変えていくことを目指します。この実現のため、教員研修プログラムを国際バカロレア機構に開発していただきます。また、令和6年度中の協定の締結を予定しております。加えて、令和7年度中に国際バカロレア機構と共催で、文京シビック大ホールでシンポジウムを開催し、このプロジェクトについて広く保護者、地域の方々に知っていただく機会としたいと考えております。

報告は以上です。

○丹羽教育長 この件につきまして、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

○清水委員 大変すばらしい取り組みで、文京区の公立中学校の魅力をも高めるにも非常にいいと思いますし、また、生徒たちの探究心の育成に非常に役立つものだと思います。一方で、教える側、教員の負担にはならないのかどうか。なる可能性があるとしたら、それをどのように軽減していくのか。逆にまた、合理的な教育ができることによって負担が減る可能性があるか。その辺のところを教えていただければと思います。

○教育施策推進担当課長 教員研修をやるという意味では、やることがふえることになると思います。その場合、いかに研修をするかというところにかかってくると思うのですが、今まだ計画段階ではあるんですが、できるだけ教員の負担にかからないように、例えば夏休みに集中して行う、冬休みに集中して行うというような、授業がない日等に研修を集中して行うことなどで負担軽減を図ってまいります。

○清水委員 将来的には、それらが軌道に乗れば、そんなに負担にはならないと考えてよろしいですか。

○教育施策推進担当課長 我々としてはそのように考えてございます。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか

○福田委員 研修して、その効果はどうやって測定していくんですか、素朴な疑問として。

○教育施策推進担当課長 探究的な学びを視点とした授業改善ですので、いわゆる全国学力調査のように点数で出てくるものではないので、効果検証は非常に難しいと思っております。ただ、全国学力調査の中でも、生徒質問紙に、授業がどのように行われたかという質問がございます。そのような質問紙の中で、授業が充実してきている、探究的な学びが実践されてきている、そういったところを指標に評価していきたいと考えています。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

(5) 文京区立児童館指定管理者の評価結果について

○丹羽教育長 それでは、次に、報告事項(5)「文京区立児童館指定管理者の評価結果について」でございます。

○児童青少年課長 それでは、資料第5号をご覧ください。文京区立児童館指定管理者の評価結果について、ご報告いたします。

千石児童館の運営を行っている株式会社日本保育サービスの令和5年度の運営実績について評価

を実施いたしました。

2の評価の経過でございます。本年7月に課内に設置をいたしました評価検討会による一次評価を実施し、本年10月に学識経験者等で構成する評価委員会による二次評価を実施したところでございます。

3の評価結果は、次のページをご覧ください。総合評価の配点は76点満点で、一次評価は61点、割合は80.3%で、B評価でございました。二次評価は60点、割合は78.9%で、C評価となっております。

3ページ目以降が評価項目、評価点、評価理由になっております。

説明は以上です。

○丹羽教育長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

ありがとうございます。

報告事項(6)につきましては、説明は先ほどいたしましたので、ここでは割愛いたします。

第3 その他の事項

○丹羽教育長 次に、第3「その他の事項」でございます。何かございましたら、お願いいたします。

○坪井委員 1点いいですか。参考資料の中に、児童館の利用状況というのが7番目に入っていました。今の児童館の指定管理者の関係にもあるんですけども、千石児童館は昨年と比べて利用者数が1カ月平均でふえているというのはここでは見えるわけですが、児童館の全体状況から見ると、例えば本駒込児童館とか本駒込南なんかは割とグッとふえたりしているけれど、本郷児童館なんかはグッと減ったりしているんです。この辺は子どもの人口の変動のせいなのか、それとも児童館の努力のせいなのかというのは、どんなものなんでしょうか。

○児童青少年課長 今委員から指摘のあった児童館につきましては、それぞれの年度で工事をやっている関係がありまして、例えば令和5年度に工事をやっていたところは、令和6年度に利用者が伸びているとか、そういった影響でございます。あとは、当然各館の努力によるところもございまして、そういった影響で数字が変わっていると思います。

○丹羽教育長 ほかに、その他の関係で何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

以上が、用意した案件全てになります。

それでは、第11回定例会はこれをもって終了させていただきます。ありがとうございました。

(14:51)

令和6年11月6日

議事録署名人

教育長

委員